

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主 要 目 次

○ 千葉県財務規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程	三

規 則

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十四号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条」を「第百十一条の二」に改める。

第八条第四項中「出納員及び」を削り、同条第六項中「児童家庭課」を「子育て支援課」に改める。

第七十四条に次の一号を加える。

三十一 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）第三条第一項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十九条第二項、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十三号）第三条第一項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第七十五条第二項若しくは第九十九条第四項の規定による警察官の保護に要する食糧費

第八十五条第一項に次の一号を加える。

三 指定納付受託者に支払う納付事務に係る手数料 当該指定納付受託者が納付する収入金

第百十一条の次に次の一条を加える。

（建設工事等の発注の依頼）

第百十一条の二 かい（県土整備部に属するものに限る。）の長は、建設工事（建設工事に係る製造の請負を含み、一般競争入札により一件の金額が五千万円以上の請負契約を

締結しようとするものに限る。）の発注をしようとするときは、原則として県土整備部建設・不動産課長（以下「建設・不動産課長」という。）に発注の依頼をするものとする。

2 前項の場合において、建設・不動産課長は、当該かい長に代わつて当該建設工事の一般競争入札の手続を行うものとする。
第百十五条の表額の欄を次のように改める。

額
四百万円
三百万円
百五十万円
百万円
五十万円
二十万円

第百四十五条第二項ただし書中「前条」を「第百四十四条」に改める。
第二百三十七条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定により行われる調定等に係る証拠書類（第百三十三条各号又は第百三十四条各号に掲げる証拠書類をいう。）に記載すべき事項を記録した電磁的記録に対するこの規則の規定の適用については、当該電磁的記録を当該証拠書類とみなす。
別表第一出納局の項中

「文書館」を「千葉市」を

「中央県税事務所
千葉西県税事務所
市原県税事務所
文書館」を「千葉市
千葉市
市原市
千葉市」に、「中央家畜保健衛生所」を

「西部家畜保健衛生所」に改め、同表葛南地域振興事務所の項中

「葛南地域振興事務所」を「船橋市」を

「葛南地域振興事務所
船橋県税事務所」を「船橋市
船橋市」に、

「松戸県税事務所」を「松戸市」を

ては、なお従前の例による。

病院局管理規程

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第六号

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四百六条の二の表額の欄を次のように改める。

額
四百万円
三百万円
百五十万円
百万円
五十万円
二十万円

附則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先